

別表第一 学校感染症による出席停止

第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう）	
第二種	新型インフルエンザ等感染症，指定感染症及び新感染症※1	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	
	百日咳	
	麻疹	
	流行性耳下腺炎	
	風しん	
	水痘	
	咽頭結膜熱	
	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	
	結核	
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症※2	

※1 新型インフルエンザ等感染症，指定感染症及び新感染症は，学校保健安全法施行規則第18条第2項の規定により第一種の感染症とみなされる。

※2 その他の感染症とは
医師の意見によって出席停止の措置が必要と考えられる下記の感染症をいう。

- ・溶連菌感染症
- ・ウイルス性肝炎（A型）
- ・伝染性紅斑
- ・手足口病
- ・ヘルパンギーナ
- ・マイコプラズマ感染症
- ・感染性胃腸炎
- など